

## 八雲町津波避難計画改定業務 公募型プロポーザル実施要項

本要項は、「八雲町津波避難計画改定業務」について、公募により技術提案を募集し、提案内容の審査から最も優れた提案をした者を随意契約の交渉相手方として選定する（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）もので、参加を希望する者は本実施要項を参照のうえ参加申請書類を提出すること。

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名 八雲町津波避難計画改定業務
- (2) 履行場所 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地
- (3) 業務の内容 八雲町津波避難計画改定業務仕様書による
- (4) 履行期限 契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- (5) 本業務に係る委託料の上限額  
13,310,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 発注業務に対応する令和 5 年度、令和 6 年度における競争入札に必要な資格等（令和 4 年八雲町告示第 147 号）に規定する競争入札参加資格（測量、建設コンサルタント業務）を有していること。
- (3) 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (4) 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (5) 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第 3 条第 1 項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 平成 29 年度以降に地方公共団体の津波避難計画策定または改定の業務を完了した実績を有すること。ただし、計画の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の

一部のみの実績は認めない。

- (8) 相互に資本関係又は人的関係のある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (9) 北海道内に本社、支社、事業所等を有すること。

### 3. 契約締結までの日程

参加申請受付から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

令和6年5月29日(水) 参加申請受付開始  
令和6年6月10日(月) 参加申請受付期限  
令和6年6月12日(水) 資格審査結果通知・提案書提出要請  
令和6年6月19日(水) 質問受付期限  
令和6年6月26日(水) 提案書提出期限  
令和6年6月27日(木) プレゼンテーション、ヒアリング  
令和6年6月28日(金) 選定結果通知  
令和6年7月上旬 契約締結

### 4. 担当課及び連絡先

本件の担当課及び書類の提出先は次のとおりとする。

八雲町役場危機対策課防災係  
郵便番号 049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地  
電話番号 0137-62-2226

### 5. 提案書提出要請者の選定及び受注者の選定

選定は8名で構成される「八雲町津波避難計画改定業務プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」が実施する。

選定委員会は、選定結果を町長に報告する。

### 6. 参加申請書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の参加申請書等を各々1部提出すること

#### (1) 提出書類

- ア 参加申請書(様式1)
- イ 資本関係・人的関係調書(別記様式)
- ウ 組織概要(様式2)
- エ 同業務または類似業務履行実績書(様式3)
- オ 配置予定技術者調書(様式4の1及び様式4の2)

※保有資格を証明する書類及び雇用関係を確認できる書類

申請から契約締結の間に、配置予定技術者の死亡・長期療養・退社または退

職等が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為者の承認を得て配置予定技術者を変更することができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

- (2) 提出期限 令和6年6月10日(月)午後5時まで必着
- (3) 提出場所 4の担当課
- (4) 提出方法 持参(開庁日の午前9時から午後5時まで)  
郵送(配達証明書付書留郵便とし提出期限内必着)とする。

## 7 実施要項及び仕様書に対する質問

本プロポーザルに関する質問がある者は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和6年6月19日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法等

質問書(様式5)により、4の担当課に電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールにより提出した場合は、その旨を担当課に電話で連絡すること。

[kikitaisaku@town.yakumo.lg.jp](mailto:kikitaisaku@town.yakumo.lg.jp)

- (3) 質問に対する回答

令和6年6月21日(金)までに回答を町ホームページへ掲載する。

- (4) その他

質問に対する回答内容は、本実施要項の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 8 参加資格審査及び提案書の提出要請者選定結果通知等

- (1) 選定結果通知

選定結果は、令和6年6月12日(水)に書面(選定通知書又は非選定通知書)により通知する。

- (2) 非選定理由に関する事項

ア 提案書の提出要請者に選定されなかった者は、(1)の通知した日の翌日から起算して5日以内に書面(任意様式)により非選定理由について説明を求めることができる。

イ 非選定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 9 提案書の提出

提案書の提出要請を受けた者は、次のとおり提案書類を提出すること。なお、提出書類は、各10部としそれぞれ製本(A3は片袖折りし、A4版ファイル等で綴る)すること。また、PDFファイル化してCD-RまたはDVD-Rも提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 技術提案書（様式6：A4版）
  - イ 業務提案書（任意様式）
  - ウ 追加提案書（任意様式）
    - ・仕様書以上の業務項目、内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントがわかるように記載すること。その他、独自の特色等がある場合も記載すること。
  - エ 業務工程表（任意様式）
    - ・全体工程がわかるよう記載されたスケジュール表を巻末に添付すること。
  - オ 参考見積書（様式7：A4版縦）
  - カ 積算内訳書（任意様式：A4版縦）
    - 業務に係る合計経費見積金額と消費税等相当額（10%）を提示すること。
- (2) 提出期限 令和6年6月26日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 4の担当課
- (4) 提出方法 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）または郵送（配達証明書付書留郵便とし提出期限内必着）

## 10 業務提案書類作成上の留意事項

業務提案書類に記載された内容は、すべての事項を契約締結の際の履行業務に含めることを基本とするため、見積金額の範囲内で確実に履行可能な内容とすること。

- (1) 各様式共通
  - ・イラスト、図表を用いても良いが提案内容との整合を図ること。
  - ・文字の大きさは12pt以上とし、フォント指定はないが見やすいものとする。
  - ・着色可とする。
- (2) 業務提案書（任意様式）
  - ・提案区分ごとに提案者の考え方にに基づき業務提案内容を記載すること。
  - ・提案項目及び作業実施フローを必ず記載すること。
- (3) 追加提案書（任意様式）
  - ・業務提案に記載されるべき事項以外に策定に有効な提案がある場合は提出すること。
- (4) 業務工程表
  - ・本業務全体の工程を1箇月単位に区切った表にまとめ、工夫した点などについて簡潔にまとめること。
- (5) 参考見積書（様式7）及び積算内訳書（任意様式）
  - ・見積金額は消費税等を含まない金額を記載すること。
  - ・積算内訳書は、業務区分ごとの内訳書を提出すること。

## 11 提出図書等の留意事項

- (1) 提出図書等の作成にかかる費用の一切は、応募事業者及び提案事業者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (2) 提出された書類等については、一切返却しない。
- (3) 提出後の提出図書追加、修正は認めない。

## 12 プレゼンテーション・ヒアリング

八雲町津波避難計画改定業務委託業者選定委員会において、別に定める評価項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみであっても審査を行い、優先交渉権者の可否を決定する。

提案者の評価に先立ち、提案書の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と選定委員会によるヒアリングを行う。

### (1) 日時等

令和6年6月27日（木）の実施を予定しており、詳細は別途通知する。

### (2) 実施手順

概ね次のとおりとする。

- ・提案内容の説明（20分程度）
- ・質疑（10分程度）

### (3) 出席者

業務の配置予定技術者は必ず出席することとし、会場への入室者は補助者を含め5名までとする。

### (4) その他

- ・プレゼンテーション参加者名簿（様式8）を9（2）の提出期限までに提出すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンを町で準備するが、その他の機器は提案者で準備すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

## 13 選考結果の発表

審査の結果は、令和6年6月28日（金）に発表予定とする。

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

#### 14 選考結果の通知

選考結果は、八雲町のホームページに掲載し、提案提出者に通知する。

#### 15 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に嘘偽の記載があった場合
- (2) 応募資格がなく書類を提出した場合
- (3) 書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合
- (4) 提出書類に盗用した疑いがあると選考委員会が認めた場合
- (5) 選考委員会委員又は関係者に直接、間接問わずに接触を求めた場合
- (6) 9 (1) オに記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が 1 (5) の上限額を超えた場合

#### 16 契約の内容等

- (1) 町は、最優秀となった応募事業者を契約交渉相手として、契約交渉を行う。  
ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。
- (2) 契約者  
八雲町
- (3) 契約書作成の要否  
必要とし、持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）または郵送（配達証明書付書留郵便）とする。
- (4) 契約保証金  
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
  - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
  - ウ 提出される証書の保証期間は、工期から2週間以上の期間が含まれていること。  
また、設計変更により請負金額が増加する場合には変更後の契約金額の100分の10に相当する額以上となるよう契約保証書を、工期が延長となる場合には、延長された工期から2週間以上の期間が含まれるよう変更保証書を提出することと

する。

(5) その他

具体的な業務の実施にあたっては、提案書に記載された内容を反映しつつ、八雲町との協議に基づいて実施する。